

当座勘定規定（専用約束手形口用）

1 （当座勘定への受入れ）

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。
当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2 （証券類の受入れ）

- (1) 証券類を受入れた場合には、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 取引店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取引店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3 （本人振込み）

- (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 （第三者振込み）

- (1) 第三者が取引店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3と同様に取扱います。

5 （受入証券類の不渡り）

- (1) 前記2から4までの定めによって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りになったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前記4の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4(1)の場合には、本人を通じて返却することもできます。

(2) 前記(1)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6 (手形金額の取扱い)

手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7 (手形の支払)

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形の支払はいたしません。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した手形についても、この当座勘定から支払います。

(2) (1)の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。

(3) 呈示された手形、小切手は呈示日の15時まで当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(4) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。

(5) 手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。

8 (手形用紙)

(1) 取引店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。

(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

(3) 手形用紙の請求があつた場合は必要と認められる枚数を交付します。

(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) (5)の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9 (手数料)

前記8の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

10 (支払の範囲)

(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。

(3) 手形のお金の一部支払はしません。

11 (支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

12 (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前記(1)と同様に届出てください。

13 (届出事項の変更)

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 前記(1)による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。

14 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人をいい、以下同様とします。)の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)から(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15 (印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いましたうちは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。

16 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。
- (2) 前記 (1) の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前記 (1) の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18 (利息)

当座預金には利息をつけません。

19 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

20 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

21 (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は後記 (2) のいずれにも該当しない場合に利用することができます。後記 (2) の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前記 (1) のほか、次の各号アからエの一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。(預金口座名義人が法人等の場合には、当該法人等の役員、株主等を含みます。)

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

ア 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ウ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - e その他 a から d に準ずる行為

エ この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

- (3) 当金庫は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払いの停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが出来ます。
- (4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (6) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年3月と9月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヶ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数の全てが引落とされている場合にも、同様とします。
- (7) 次のアからカの一つにでも該当した場合には、当金庫は、または預金者に通知することによりこの当座勘定取引を停止し、この当座勘定取引を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に当座勘定取引が停止され、または当座勘定が解約されたものとします。

ア この当座勘定取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合または当座勘定取引の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

イ この当座勘定取引の預金者が前記20に違反した場合

ウ この当座勘定取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

エ 法令で定める預金名義人の取引時確認事項等（氏名、住所、生年月日、取引を行う目的、職業・事業内容、法人の実質的支配者等）および代理人の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）について預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合、または偽りの疑いがある場合

オ 後記22(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

カ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

22 (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由な

く別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当金庫は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

23 (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の手形用紙は直ちに取引店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

24 (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7の(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

25 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ア 相殺通知は書面によるものとします。
 - イ 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ウ 前記イの充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - エ 前記イによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は滞滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

26 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

約束手形用法

1. 手形用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名押印に際しては、取引店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その末尾には「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による復記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その末尾には「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコードに重なることがないようにしてください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印(お届け印)のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。
ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

表

	1			2				3		4		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆
	5		6		7			8		9		
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	
	10		100			1,000		10,000				
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬		

(その他) 金、円、圓 (円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用紙

約束手形

額入

金額

支払期日 令和 年 月 日

支払地

支払場所

上記金額を命じた振込は振込した振替人への約束手形と判断されお支払いいたしません

令和 年 月 日

振出地

住所

振出人

QR Code

以上